

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者																
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">着手金</td> <td style="text-align: right;"><u>200,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>相談・助言終了時</td> <td style="text-align: right;"><u>300,000 円</u></td> </tr> <tr> <td>成功報酬</td> <td style="text-align: right;"><u>300,000 円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">手数料負担者は 関係雇用主 とします。</td> </tr> </table>	着手金	<u>200,000 円</u>	相談・助言終了時	<u>300,000 円</u>	成功報酬	<u>300,000 円</u>	手数料負担者は 関係雇用主 とします。									
着手金	<u>200,000 円</u>																
相談・助言終了時	<u>300,000 円</u>																
成功報酬	<u>300,000 円</u>																
手数料負担者は 関係雇用主 とします。																	
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">成功報酬</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>50</u></td> <td style="text-align: right;">%（または <u> </u> 円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>50</u></td> <td style="text-align: right;">%（または <u> </u> 円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">手数料負担者は 求人者 とします。</td> </tr> </table>	成功報酬		(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)		職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の		<u>50</u>	%（または <u> </u> 円）	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)		職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の		<u>50</u>	%（または <u> </u> 円）	手数料負担者は 求人者 とします。	
成功報酬																	
(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)																	
職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の																	
<u>50</u>	%（または <u> </u> 円）																
(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)																	
職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の																	
<u>50</u>	%（または <u> </u> 円）																
手数料負担者は 求人者 とします。																	

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-309488

事業所の名称 株式会社トーヨーエフピー

事業所の所在地 東京都東大和市向原六丁目 1201 番地 29 2F